



組合立双葉中学校

16 条例、規則等の取扱い

美濃加茂市の条例、規則などを適用し、調整内容により整備を行います。

18 一部事務組合などの取扱い

町村は、それぞれ加入している一部事務組合から合併の日の前日をもって脱退し、美濃加茂市が合併の日に参加することになります。なお、美濃加茂市・富加町中学校組合および加茂休日急患診療所組合は、合併の日の前日をもって解散し、美濃加茂市に引き継ぎます。

22 町名・字名の取扱い

美濃加茂市の町名・字名は現状のままで、加茂郡の町は、現在の町名をそのまま町名とし、東白川村は東白川町とします。

23 慣行の取扱い

市民憲章や市章、市の歌・色・花・木および都市宣言については、美濃加茂市のものをそのまま引き継ぐこととなります。ただし、見直しの必要が生じた場合には検討します。



市の花 アジサイ

25 介護保険事業

介護保険事業は、美濃加茂市の制度を基本に調整します。ただし、65歳以上の被保険者の保険料率は、表3のとおり平成17年度から美濃加茂市の6段階制度に統一し、介護保険料基準額

は、要介護認定者数および介護給付費の状況を考慮して、合併時まで調整します。

また、普通徴収の納期についても、平成17年度から美濃加茂市の制度に統一し、12期になります。

介護保険料の状況

(表3)

	保険料年額	美濃加茂市	坂祝町	富加町	川辺町	七宗町	八百津町	白川町	東白川村
介護保険料	第1段階	15,660円	14,400円	17,700円	14,400円	13,200円	12,300円	14,400円	15,000円
	第2段階	24,360円	21,600円	26,550円	21,600円	19,800円	18,450円	21,600円	22,500円
	第3段階 (基準額)	34,800円	28,800円	35,400円	28,800円	26,400円	24,600円	28,800円	30,000円
	第4段階	43,500円	36,000円	44,250円	36,000円	33,000円	30,750円	36,000円	37,500円
	第5段階	52,200円	43,200円	53,100円	43,200円	39,600円	36,900円	43,200円	45,000円
	第6段階	55,680円							
普通徴収納期数		12期	12期	6期	12期	12期	10期	12期	12期

27-2 自治会関係事業

自治会組織は、合併時から美濃加茂市の制度に統一した新市の自治連合組織を編成します。加茂郡の町村においては、自治連

合会理事(地区自治会の代表者)を選出します。また、任期については、美濃加茂市のとおりとします。